

# クレジット債権管理士資格制度に関する細則

(令和2年4月1日改正施行)

## (目的)

第1条 本細則は、資格研修等に関する規則第5条に基づき、クレジット債権管理士認定制度（以下「資格制度」という。）の管理・運営等のために定める。

## (資格の種類)

第2条 資格制度の種類及びその資格称号は、次のとおりとする。

資格制度の種類	資格称号
クレジット債権管理士認定制度	クレジット債権管理士

## (資格制度の参加基準)

- 第3条 資格制度の参加資格は、一般社団法人日本クレジット協会（以下「本会」という。）の会員に所属する役員及び職員とする。
- 前項のほか、会員と関連のある企業等又は業務を委託している企業等に所属する役員及び職員で、会員代表者の推薦を受けた者も参加できるものとする。
  - 前項に規定する本会の会員と関連のある企業等とは、会員といわゆる親子・兄弟の関係にある企業等をいう。

## (個人情報の保護)

- 第4条 資格制度に携わる人材育成部会クレジット債権管理士資格審査分科会（以下「分科会」という。）委員及び本会事務局の役員及び職員は、資格制度にかかわる個人情報の保護に努めるものとする。
- 本会は、資格制度の参加企業の申込責任者に対して、本会の個人情報に関する基本方針に準じて、資格制度にかかわる個人情報の保護に努めるよう求めるものとする。

## (認定講座及び認定試験)

第5条 クレジット債権管理士資格認定講座（以下、「認定講座」という。）及びクレジット債権管理士資格認定試験（以下、「認定試験」という。）については、別途内規を定める。

(資格認定基準)

第6条 本会は、前条に規定する認定試験の合格者で、分科会が適当と判断した者をクレジット債権管理士として認定し、資格称号を付与する。

(登録)

第7条 前条により認定された者は、クレジット債権管理士登録台帳に登録する。

2. クレジット債権管理士登録台帳の登録事項は、次のとおりとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 勤務先情報
- ⑤ 認定番号
- ⑥ 認定年度
- ⑦ その他分科会が定めた事項

3. 登録等の事務は、本会事務局が行う。

4. 登録等の費用については、別に定める。

(資格取得者研修)

第8条 クレジット債権管理士は分科会が実施する資格取得者研修を受講できるものとする。

2. 前項の研修については、別途内規に定める。

(登録事項の変更)

第9条 クレジット債権管理士登録台帳に登録された者で、第7条の登録事項に変更が生じたときは、遅滞なく、本会に変更事項を届け出なければならない。

(資格認定の取消し)

第10条 クレジット債権管理士が、次のいずれかの事由に該当したときは、その者の資格認定を取消し、登録を抹消するものとする。

- ① 認定された者が死亡した場合
- ② 会員が第3条に定める参加基準に該当しなくなった場合
- ③ 認定された者が本会の会員又は会員と関連のある企業等又は業務を委託している企業等の役員及び職員でなくなった場合
- ④ 認定された者から資格認定の取消しの申出があった場合
- ⑤ その他分科会が適当と判断した場合

(資格の再登録等)

第11条 前条第2号から第4号により、資格認定を取り消された者は、第3条に定める参加基準を満たすことを条件として、分科会が定める再登録申請書を提出し、分科会が適当と判断した場合には、再度資格を認定し登録することができるものとする。

2. 再登録ができる期間は、資格認定の取消しがあった日より3年とする。
3. 再登録の費用は、別に定めるものとする。

(改 廃)

第12条 本細則の改廃は、分科会において審議を行い、人材育成部会の承認を得るものとする。

附 則

1. 本細則は、平成21年4月1日に遡って施行する。
2. 本細則の改正は、平成22年4月1日に遡って施行する。
3. 本細則の改正は、平成24年4月1日から施行する。
4. 平成18年度から平成20年度の認定者で更新を経ることなしに資格が抹消された者が第11条により再登録する場合については、分科会の定める方法により手続きをするものとする。
5. 本細則の改正は、平成25年4月1日から施行する。
6. 本細則の改正は、平成30年4月1日に遡って施行する。
7. 本細則の改正は、令和2年4月1日から施行する。